

各 位

会 社 名 ビジネスコーチ株式会社

代表者名 代表取締役社長 細川 馨

(コード:9562 東証グロース市場)

問合せ先 取締役 CFO 兼経営管理本部長 吉田 信輔

(TEL. 03 - 3528 - 8022)

株式会社日本経済新聞社との資本業務提携、 第三者割当による新株式及び第5回新株予約権の発行、 並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社日本経済新聞社(以下、「日本経済新聞社」といいます。)に対し、下記のとおり第三者割当による新株式(以下、「本新株式」といいます。)の発行、第三者割当による第5回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、これらを総称して「本第三者割当」といいます。)を行うこと、併せて本第三者割当を前提として日本経済新聞社との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。)を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本第三者割当により、その他の関係会社及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

- I. 第三者割当による新株式及び第5回新株予約権
- 1. 本資本業務提携の概要

<本資本業務提携の目的及び理由>

当社は2005年の創業以来、20年以上にわたり、主に大企業の経営幹部及び管理職層を対象としたコーチングサービスを提供してまいりました。現在、150名を超えるプロフェッショナルコーチが在籍し、これまでに300社を超える主要取引実績を有しております。その約7割は東証プライム上場企業及びそのグループ企業であり、高品質なコーチングと実効性の高い課題解決支援を通じて、多くの大手企業から高い信頼を獲得しております。

人的資本経営の実践が本格化する環境を踏まえ、当社は長年にわたり蓄積してきたコーチングの知見を基盤に、「人的資本経営のプロデューサー」として、クライアントの人事・組織課題をワンストップで解決することを目指しており、コーチングとテクノロジーを融合させ、戦略的人材開発から組織変革までを統合的に支援することで、企業価値の持続的な向上に貢献しております。

本資本業務提携は、日本経済新聞社より当社に対して、人的資本経営領域における協業可能性についての打診があったことを契機として 2025 年 1 月より検討が開始されたものです。

両社は2017年以降、「日経ビジネススクール」において「ビジネスコーチ養成講座」を共同企画・ 運営してまいりました。これまで当社と日本経済新聞社は8年にわたり協業を継続し、数多くの実績 と成果を上げております。

この既存の協業実績を踏まえ、両社間で複数回にわたる協議を重ねた結果、人的資本経営支援分野において互いの強みを融合させることで新たな価値を創出できるとの認識が一致し、今回の本資本業務提携の締結に至りました。

今回の本資本業務提携は、こうした協業の成功実績をさらに発展させ、両社の連携を一層強化することを目的としております。日本経済新聞社と当社それぞれが有する社会的信頼性、ノウハウ、顧客基盤を掛け合わせることで、人的資本経営支援分野におけるリーディングカンパニーとして、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

日本経済新聞社は、新聞・出版・デジタル・映像など多様なメディアを通じて、日本を代表するビジネスパーソン層に強い影響力とブランド力を有しています。さらに、豊富な企業・産業データの蓄積に加え、「選抜・育成・配置・評価・採用」の各工程を一貫して支援する人材戦略サービスを展開しており、教育・人材開発分野における優れた知見を保有しております。

近年、人的資本経営の本格化に伴い、企業には戦略を確実に「実行」できる人材、すなわち「実行人材」の育成が求められています。特に、経営と現場をつなぐミドルマネジメント層は、戦略実行の中核を担う存在であり、その自律的行動力や影響力を高めることが、企業の成長戦略を実現する鍵となります。こうした観点から、個々のマネージャーの意思決定力やリーダーシップを強化する1対1コーチングは、極めて有効な手段として注目されています。今後、このミドルマネジメント層向け1対1コーチング市場は、さらなる拡大が見込まれています。

当社は、同社の有する情報発信力・データ資産・人材支援ノウハウと、当社のコーチング及び組織開発の専門性を融合することで、両社の強みを活かした新たな価値創造を推進してまいります。両社は「実行人材の創出」を共通の使命とし、企業の経営戦略と人材戦略の一体的な実行を支援することで、日本企業の人的資本経営を牽引してまいります。

具体的には、両社は以下の分野で協業を推進してまいります。

- (i)企業の「選抜・育成・配置・評価・採用」に至る人材戦略を一気通貫で支援する共同プログラムの開発・提供
- (ii) 共同マーケティング及び営業協力を通じた、人的資本経営支援分野における市場開拓とブランド認知の拡大
- (iii) 「日経ビジネススクール」におけるビジネスコーチ養成講座の共同運営など、教育・育成分野での協業を加速

以上の理由から、当社は、日本経済新聞社との間で本資本業務提携を行い、両社の経営資源を相互 に活用することが、当社グループの企業価値の一層の向上及び既存株主の利益拡大につながるものと 判断し、同社を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

① 資本提携

当社は、本第三者割当により、日本経済新聞社を割当先として、当社の普通株式 282,400 株 (本第三者割当後の発行済株式総数に対する割合 19.99% (小数点第三位を四捨五入。以下、同じです。)、当社総議決権数に対する日本経済新聞社の所有議決権数の割合は 20.00%) を発行する予定であり、同社は、本資本業務提携を推進するため、本第三者割当により発行される当該新株式の全てを引き受ける予定であります。

また、当社は、同社を割当先として新株予約権 2,840 個(本新株予約権が全て行使された場合において、行使後における当社発行済株式総数に対する日本経済新聞社の保有株式数の割合は 33.38%当社総議決権数に対する日本経済新聞社の所有議決権数の割合は 33.40%)を発行する予定であり、同社は、本資本業務提携を一層推進するため、当該新株予約権の全てを引き受ける予定であります。本資本提携に伴い、当社と日本経済新聞社との間での本資本業務提携に係る契約において、日本経済新聞社は同社の議決権保有割合が 3 分の 1 を超えた場合には、当社の取締役候補者を最大 1 名提案する権利を保有することとなっております。(但し、当該権利は、当該取締役候補者の提案が行われた時点において、本資本業務提携が継続していることを条件としております。)。

なお、当社による日本経済新聞社の株式取得は予定しておりません。

本件において当社が普通株式の発行に加え、新株予約権を組み合わせて実施する理由は、本資本業務提携の長期的な協働関係を確保しつつ、事業進捗および提携成果に応じて段階的に資本関係を強化できる柔軟なスキームとするためであります。すなわち、初期段階における普通株式の発行(出資比率 20.00%)により、両社の信頼関係を基盤とした戦略的パートナーシップを確立するとともに、中長期的に業務提携の成果が具体化した段階で新株予約権の行使を通じ、最大33.40%まで出資比率を高めることが可能な構造としております。

これにより、日本経済新聞社の関与・貢献度に応じて資本関係の深化を図ることができ、当社としては初期段階での過度な希薄化を回避しながら、持続的な事業連携の実現と既存株主の利益保護を両立させることが可能となります。また、将来的な資本参加拡大を新株予約権の行使に委ねることで、両社の協業成果に基づく段階的な価値創出を反映させることができるため、投資家保護の観点からも合理的なスキームであると判断しております。

② 業務提携

当社と日本経済新聞社は、両当事者の有する専門性や経営資源等を相互に活用し、各当事者の既存ビジネス領域の拡張を図るとともに、ミドルマネジメント層向けの1対1コーチングを中心としたコーチング市場及びその周辺領域を共同で開拓する。これにより、両当事者の売上拡大を実現するとともに、企業の経営戦略と人材戦略の一体的な実行を支援し、人的資本経営支援分野におけるリーディングカンパニーとしてのポジショニングを確立することを目的としております。

- (i) 営業協力及び共同マーケティング
 - ① 日本経済新聞社から当社に対する協力
 - (a) 当社の商品の販売代理
 - (b) 日本経済新聞社の既存顧客への当社の紹介
 - (c) 日本経済新聞社の新規リード獲得時における当社の紹介
 - ② ビジネスコーチから日本経済新聞社に対する協力
 - (a) 日本経済新聞社の商品(日経ポテンシャルアセスメント、日経 TEST、Versant、Excedo、日経ビジネススクール公開講座、Habitus 等を含むが、これらに限られない。)の販売代理
 - (b) 当社の既存顧客への日本経済新聞社の紹介
 - (c) 当社の新規リード獲得時における日本経済新聞社の紹介
- (ii) 新商品及び共同事業の企画・開発

日本経済新聞社及び当社が保有するノウハウやリソース等を活かした新商品や新規共同事業の企画及び開発

両社は、本資本業務提携を通じて、企業の戦略実行力を高める人材育成・組織開発の仕組みを共創するとともに、人的資本経営の普及とその高度化を支援し、日本企業の持続的な企業価値向上に貢献してまいります。

なお、当社と日本経済新聞社との間での本資本業務提携に係る契約においては、当社が一定の重要 事項を決定するに際しての日本経済新聞社による事前承諾権、事前協議及び事前報告事項が定められ ております。

事前承諾に該当する事項は以下の通りです。

- (1) 定款の変更(但し、日本経済新聞社の株主としての権利又は利益に重大な影響を及ぼすものに限る。)
- (2) 経営統合、合併、株式交換、株式移転、株式交付、吸収分割、新設分割その他事業又は経営権 の全部又は重要な一部の譲渡
- (3) 解散
- (4) 株式の分割又は併合
- (5) 日本経済新聞社の議決権保有割合に変動を生じさせるおそれのある一切の行為(株式等の発行、自己株式の取得(但し、会社法上、当社が取得を義務付けられる場合を除く。)を含む。)(但し、役職員に対するインセンティブ報酬としてのストックオプションの発行のうち、当該発行直後において当社の発行する全ての新株予約権の目的たる株式数の合計数が発行日現在の発行済株式総数の10%以下に相当する発行を除く。)

また、日本経済新聞社による当社の議決権保有割合が 20.00% (日本経済新聞社が本新株予約権の全部を行使した場合には 33.40%) に満たない場合には、日本経済新聞社の要請に従って、かかる割合を維持するための措置を実施する旨の当社の義務が定められております。

一方で、本払込期日後3年間、当社の事前の書面による承諾がない限り、自ら又はその子会社等の 第三者に対して指示することにより、本株式の買増しその他追加取得を行わず、又は、行わせないほ か、本証券の第三者に対する譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わないものとする旨の日本 経済新聞社の義務が定められております。

2. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

37 1 7/21	THE WAR THIS THE	
(1)	払 込 期 日	2025年11月28日
(2)	発行新株式数	282,400 株
(3)	発 行 価 額	1株につき 2,395円
(4)	調達資金の額	676,348,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、「3.調達資金 の額、使途及び支出予定時期(1)調達する資金の額」をご参照くださ い。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)		第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社日本経済新聞社
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを 条件とします。

<本新株予約権の募集の概要>					
(1)	割 当 日	2025年11月28日			
(2)	新株予約権の総数	2,840 個			
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個につき300円(1株につき3円)			
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	284,000株 (新株予約権1個につき100株)			
(5)	調達資金の額	(内訳) ・新株予約権発行分 852,000 円 ・新株予約権発行分 852,000 円 ・新株予約権行使分 680,180,000 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達資金の額、 使途及び支出予定時期<新規発行による手取金の額>」をご参照ください。			
(6)	行 使 価 額	1 株につき 2, 395 円			
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。			
	(割当予定先)	株式会社日本経済新聞社 2,840 個			
(8)	行 使 条 件	1. 当社が公表した 2026 年9月期の通期の決算短信における連結売上高(但し、2026 年9月期中に当社が他の会社の株式若しくは持分又は事業を取得した場合にあっては、当社の連結売上高に反映される当該他の会社及び事業の売上高を除く。以下「本連結売上高」という。)の金額が24 億6,700 万円以上であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、本新株予約権を行使することができるものとする。 2. 本連結売上高の金額が22 億円以上、24 億6,700 万円未満であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、当社と協議のうえ、当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。 3. 本新株予約権は当社が2026年9月期の通期の決算短信を公表するまで行使することができず、また当該決算の公表日以降については、本連結売上高の金額が22億円未満であった場合には本新株予約権を行使することができないものとする。 4. 各本新株予約権の一部行使はできない。			
(9)	取 得 条 項	1. 当社は、当社及び日本経済新聞社の間で締結された本資本業務提携契約が①表明及び保証に重大な違反があること、②契約上の義務に重大な違反があること、③主要株主(金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主を意味する。)の変更(但し、当該変更に当社の責に帰すべき事由がある場合に限る。)、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編(相手方の事業に重大な影響を与えるものに限る。)その他会社の支配に重大な影響を及ぼす事実が生じたこと、又は④適用される法令等に重大な違反があることを理由として、本資本業務提携契約の定めに従って解除された場合には、残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たり300円で取得する。			

				2. 当社は、本資本業務提携契約が終了した場合(但し、上記1に該当する場合を除く)には、残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。 3. 当社は、本連結売上高の金額が22億円以上、24億6,700万円未満であった場合には、当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議した場合を除き、2027年2月28日の到来をもって、同日に本新株予約権の全てを無償で取得する。 4. 当社は、本連結売上高の金額が22億円未満であった場合には、当該決算の公表日において残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。
(10)	そ	D	他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを 条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照くだ さい。

(注) 1. 上記(8) 1. に記載の行使条件である「連結売上高24億6,700万円」は、同日公表の2026年9月期連結業績予想の売上高(21億円)とは異なります。これは、当該業績予想には本資本業務提携による協業効果を織り込んでいないためであり、24億6,700万円は本資本業務提

携を通じて実現を目指す目標水準として設定したものです。

2. 2026 年9月期の通期決算短信における連結売上高が22 億円以上24億6,700万円未満となった場合において、当社取締役会が本新株予約権の行使を認める決議を行ったときは、その旨を速やかに適時開示いたします。

<募集の目的及び理由>

当社は、創業以来 20 年以上にわたり、大企業の経営幹部及び管理職層を対象としたコーチングサービスを提供し、プライム上場企業を中心に高い信頼と豊富な実績を有しております。近年、人的資本経営の本格化に伴い、企業においては「戦略を確実に実行できる人材(実行人材)」の育成が経営課題として顕在化しており、当社はこうした潮流の中で「人的資本経営のプロデューサー」として、コーチングとテクノロジーの融合を通じて企業の成長を支援しております。

本第三者割当は、当社と日本経済新聞社との間で締結する本資本業務提携契約に基づき実施するものであります。

日本経済新聞社とは、2017 年より「日経ビジネススクール」における「ビジネスコーチ養成講座」を共同で企画・運営しており、両社は8年にわたる協業を通じて信頼関係を構築してまいりました。本資本業務提携により、両社の経営資源(ブランド力・顧客基盤・人材データ・教育ノウハウ等)を掛け合わせ、人的資本経営支援分野におけるリーディングカンパニーとしてのポジションを確立し、企業の戦略実行力強化に資する新たなサービス創出を目指すものであります。

本第三者割当による調達資金は、両社協業領域における新規事業・共同サービス開発、人材開発プラットフォームの強化、AI・データ解析技術の導入、及び当社の成長投資に充当する予定であります。これらの投資は、当社の中長期的な収益力及び企業価値の向上に資するものであり、自己資本の拡充を通じて財務基盤の安定性を高めるとともに、持続的な成長の実現を図るものです。

なお、本第三者割当後の日本経済新聞社の議決権所有割合は 20.00% (全新株予約権行使後は 33.40%) となる見込みであり、一定の希薄化が生じますが、本資本業務提携によって得られる事業シナジー及び成長基盤の拡充効果は、希薄化による影響を十分に補って既存株主の利益に資するものと判断しております。また、当社は、日本経済新聞社との提携関係のもとで新たな顧客層の獲得、ブランド価値の向上、人材開発領域での競争優位性確立が見込まれることから、中長期的な株主価値向上に資すると考えております。

一方、株式の希薄化は一時的に既存株主の持株比率を低下させるというデメリットを伴うものの、 当社は本第三者割当を通じて、財務の健全性と成長性を両立させ、人的資本経営支援領域におけるプレゼンスを飛躍的に高めることを目的としております。当該取引の公正性及び合理性については、独立第三者からの意見の助言を得た上で慎重に検討し、取締役会において適切に決議しております。

以上のとおり、本第三者割当は、当社の中長期的な成長戦略と自己資本政策の双方に整合するものであり、既存株主の利益拡大及び企業価値向上に資するものと判断しております。

3. 調達資金の額、使途及び支出予定時期

<新規発行による手取金の額>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 357, 380, 000	9, 800, 000	1, 347, 580, 000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額(676,348,000円)、第5回新株予約権の発行価額の総額(852,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(680,180,000円)を合算した金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額(第5回新株予約権:2,395円)で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用 6,500,000 円、その他諸費用(登記費用・株式事務手数料・外部調査費用)3,300,000 円となります。

<手取金の使涂>

当社は、以下2案件における資金確保を目的として、本株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。本株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計 1,347,580,000 円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおりです。

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
① クラウドコーチングシステムの開発費用	200	2025年11月~2027年9月
② M&A 活動に係る費用	1, 147	2026年1月~2028年11月
合 計	1, 347	

- (注) 1. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、想定金額は減少する可能性があります。
 - 2. 本新株予約権の行使により調達される資金は使途への充当完了までの間、当社名義の銀行口座にて管理いたします。
 - 3. ①クラウドコーチングシステムの開発費用につきましては、本株式の発行によって調達する資金ですべて充当いたします。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① クラウドコーチングシステムの開発費用

当社は、コーチングの効果を最大化し、クライアント企業の行動変容をより科学的かつ持続的に支援 することを目的として、クラウドコーチングシステムの開発を進めております。

クラウドコーチングシステムは、行動目標の設定、目標達成に向けた日次・週次の実行記録、振り返り、及びコーチとの双方向コミュニケーションを一元的に管理するものであり、当社が提供するエグゼクティブコーチング及びビジネスリーダー/ビジネスパーソン向けコーチングにおいて活用する基幹プラットフォームであります。

従来、当社におけるコーチングサービスの提供に際しては、セッションスケジュールの調整、進捗管理、報告書作成、請求・支払処理等に多くの手作業を要しており、担当者の稼働負荷や情報管理上のリスクが生じておりました。本開発により、これらのプロセスを自動化・効率化することで、人的工数の削減を見込んでおります。これにより、当社及びクライアント企業双方の業務効率が向上し、コーチが本質的なコーチング業務に専念できる環境の整備が可能となります。

開発は、以下の3段階で進めていく予定です。

第一段階:基本機能開発

セッションスケジュール管理及び請求・支払管理等の基幹業務機能の整備

第二段階:付加価値向上及び業務効率化機能の追加

当社事務局、コーチ、クライアント事務局間の連携を強化し、サービス提供プロセスを最適化

第三段階:データ利活用及びAI活用基盤の構築

蓄積されたコーチングログ及び行動履歴データを分析し、AI を用いて組織課題や人材傾向を可視化する仕組みを実装予定

将来的には、これらの機能を基盤として、当社が保有するコーチングデータを活用した人的資本経営支援型 SaaS サービスへの展開、並びに他社への OEM 提供等による事業化も視野に入れております。

なお、本システム開発に係る投資総額は約200百万円を想定しております。

また、本開発により情報漏洩リスクの低減、サービス品質の向上、顧客満足度の向上が期待され、当社の中長期的な競争優位性確立に資するものと考えております。

② M&A 活動に係る費用

当社は、「人的資本経営のプロデューサー」として、クライアント企業の人事・組織課題をトータルに支援する体制の構築を進めております。この構想を実現するため、既存のコーチング事業を中核としつつ、採用、人材育成、評価制度、組織開発、ウェルビーイング、HR テクノロジー等の関連領域を有機的に結合し、人的資本経営を支える統合型ソリューション基盤の拡充を図っております。

その一環として、当社は今後、ロールアップ型 M&A により、非連続的な事業成長と事業領域の拡大を目指します。

具体的には、「人的資本経営のプロデューサー」構想のもと、HR 領域における事業シナジー及び企業文化の整合性が高い企業を買収ターゲットとし、コーチング事業と親和性の高いHR テック企業、人材紹介・採用支援企業、教育・研修事業者、ウェルビーイング関連サービス事業者等への投資を想定しております。現時点において、個別に具体的な買収・投資案件が確定しているわけではなく、今後、当該構想に基づき候補先の選定・検討を進めていく予定です。

M&A の基本方針は以下のとおりです。

買収ターゲット:

「人的資本経営のプロデューサー」構想を拡張・強化し得る HR 関連企業

買収資金

自己資金及び金融機関からの借入金を併用

投資判断基準:

財務的な成長ポテンシャル及び事業シナジーに加え、経営陣・従業員との相性、企業文化の親和性を 重視

PMI 方針:

買収後は、事業・文化両面での統合を図りつつ、シナジー効果の創出状況を継続的にモニタリング

これらの M&A 活動に係る費用として、買収資金、デューデリジェンス、アドバイザリー報酬、契約関連費用等を含めた総額 1,147 百万円を予定しております。なお、1件当たりの投資規模は概ね 500 百万円程度を想定しており、黒字経営で、当社とのシナジーおよび成長性が見込まれる企業を主な投資対象としております。また、2028 年 11 月までの期間において、2件程度の M&A を実行する可能性を見込んでおります。

当社は2024年12月25日公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」において、新規事業およびM&Aへの想定投資額を1,000百万円以内としておりましたが、本資本業務提携に基づく協業領域の拡大および人的資本経営関連サービスの成長投資を加速させる方針に鑑み、総投資規模を最大1,147百万円に見直したものです。また、当初は一部を借入により賄う計画としておりましたが、財務の健全性維持及び将来の柔軟な資本政策運営を目的として、自己資本による調達を基本方針としつつ、必要に応じて金融機関からの借入等を併用する可能性も想定しております。

当初想定している M&A 案件が成立しなかった場合、または当該期間内に具体的な M&A 案件が発生しなかった場合には、資金の充当時期を延期することを含めて柔軟に対応いたします。

そのうえで、状況に応じて、当社の主力事業におけるシステム開発、人材採用、新規事業開発等に充当するほか、必要に応じて資金使途全体を見直すことを予定しております。

本投資は、当社グループの事業領域拡大、顧客基盤の多様化、人的資本経営支援サービスの高度化を 推進し、中長期的な企業価値向上及びプライム市場水準への成長基盤強化を目的とするものです。

なお、本新株予約権の行使条件が未達成となった場合、または行使未了のまま行使期限を経過した場合には、当該資金の調達は行われません。この場合、当初予定していた資金使途については、自己資金 又は金融機関からの借入等により賄うほか、必要に応じて計画の内容・時期を見直すことを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3.調達資金の額、使途及び支出予定時期<手取り金の使途>に記載の使途に充当することで、当社が目指す「人的資本経営のプロデューサー」構想の早期実現が可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<本株式>

本株式の発行価額につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2025年11月6日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である2,395円としました。

当該発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前 1 ヶ月間の終値の平均値である 2,336 円に対しては 2.54%のプレミアム、直前 3 ヶ月間の終値の平均値である 2,286 円に対しては 4.77%のプレミアム、直前 6 ヶ月間の終値の平均値である 2,107 円に対しては 13.65%のプレミアムとなります。

本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日の終値を基準とした理由は、市場価格は当社の企業価値を表す客観的な指標であり、算定時に最も近い時点の市場株価が現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

また、かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた価額以上であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指 針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

<本新株予約権>

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社プルータス・コンサルティング、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)が割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価2,395円(2025年11月6日の終値)、行使価額2,395円、配当率(2.09%)、リスクフリーレート(1.022%)、ボラティリティ(42.79%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2025年11月28日から2028年11月28日まで)その他の発行条件の下、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を300円といたしました。なお、発行価額300円は、算定結果と同額となります。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2025 年 11 月 6 日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。) における普通取引の終値 2,395 円としました。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたって、プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査役3名全員(全員が社外監査役)は、本株式及び本新株予約権の発行条件については、2025年11月7日付で、当社取締役会に対して、本株式の発行価額は、当社の普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にし、当社の置かれた事業環境及び業績動向や株価推移を勘案して、割当予定先と協議の上で決定されており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、割当予定先にとって、特に有利な金額には該当せず適法である旨を確認しております。また、本新株予約権の発行価額についても、第三者評価機関による算定結果を踏まえ合理的に算定されたものであり、割当予定先にとって特に有利な条件には該当せず、適正かつ公正な条件であることを確認しております。

以上を踏まえ、本株式及び本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式発行による新規発行株式数 282,400 株(議決権数 2,824 個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 284,000 株(議決権数 2,840 個)を合算した株式数は 566,400 株(議決権数 5,664 個)であり、これに係る希薄化率は、2025 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 1,130,600 株及び議決権数 11,295 個を分母とした場合、50.10%(議決権ベースの希薄化率は 50.15%)に相当します。そのた

め、本株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。 しかしながら、今般の資金調達により、当社における継続した業績の黒字化達成を図り、さらなる収益 を向上させることで、当社の事業展開による短期から中長期的な収益向上を確実なものとすることが見 込まれるから、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な視点で見れば、既存株主の利益にも資す るものと判断しております(但し、本新株予約権の行使条件が成就しない可能性があり、また、行使条 件が成就した場合であっても新株予約権の行使はその保有者の裁量で行われることから、本新株予約権 は行使されない可能性もあります。)。

本新株予約権の行使条件は、2026 年9月期の連結業績に関する所定の条件を満たした場合にのみ成就するものであり、これらの条件が満たされるまでは行使できません。そのため、本新株予約権の行使による希薄化は、早くとも2026 年9月期決算短信の公表後に発生する可能性があるにとどまり、それ以前に希薄化が生じることはありません。

これらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、やむを得ないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券 上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である軒名彰氏及 び当社社外取締役山下美砂氏、当社社外監査役である田中広道氏の3名によって構成される特別委員会 (以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当 性につき検討し、「9 企業行動規範上の手続きに関する事項 (2) 大規模な第三者割当を行うことと した判断の過程」に記載のとおり、本株式及び本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認めら れるとの意見を表明いたしました。したがって、本株式及び本新株予約権による資金調達に係る当社普 通株式の希薄化の規模は、発行済株式総数に対する希薄化率 (50.10%) 及び議決権ベースの希薄化率 (50.15%) という定量的影響を十分に認識したうえで、これらによる一時的な株主価値の希薄化は、 本資本業務提携の目的達成および中長期的な企業価値の向上を実現するためにやむを得ないものであ り、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

<割当予定先の概要>

(1)	名	称	株式会社日本経済新聞社			
(2)	所 在	地	東京都千代田区大手町一丁目3番7号			
(3)	代 表 者 役 職 ・ D		代表取締役社長 長谷部			
(4)	事 業 内	容		株会社。雑誌、書籍、電 、映像、経済・文化事業		
(5)	資 本	金	2,500 百万円			
(6)	設立年月	月日	1911年8月11日			
(7)	大株主及			07%、日本経済新聞福祉		
(1)	持 株 比	率	岡田直敏 1.20%、長谷部	邓剛 1.20%、渡辺洋之 0.	. 72%	
			資本関係 該当事項はる			
(8)	上場会社と	当 該	人的関係 該当事項はる			
(0)	会社との間の	関係	取引関係 「日経ビジネススクール」において、「ビジネスコーチ養成 講座」の共同企画・運営を行っております。			
(9)	当該会社の最	近3年	三間の経営成績及び財政状	態(連結)		
	決	:算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	
純	資	産	333,113 百万円	362,494 百万円	399,826 百万円	
総	資	産	613,046 百万円	629, 193 百万円	660,841 百万円	
1 核	未当たり純!	資 産	12, 232. 51 円	13, 261. 60 円	14,672.79 円	
売	上	高	358,432 百万円	366,502 百万円	382,223 百万円	
営	業利	益	18, 158 百万円	11,403 百万円	14,129 百万円	
経	常 利	益	22,457 百万円	16,130 百万円	14,301 百万円	
親会当	:社株主に帰属 期 純 利	する 益	11,891 百万円	9,712 百万円	8,324 百万円	
1 株	当たり当期純	利益	475.64 円	388.51 円	332. 98 円	
1 核	未当たり配	当金	15 円	15 円	15 円	

(注) (7) 「大株主及び持株比率」は、日本経済新聞社が 2025 年9月 25 日に提出した半期報告書の「大株主の状況 (2025 年6月 30 日現在)」に基づき作成しております。

<割当予定先を選定した理由>

1. 本資本業務提携の概要<本資本業務提携の目的及び理由>に記載のとおりであります。

<割当予定先の保有方針>

当社は、日本経済新聞社から、本株式及び本新株予約権については、本資本業務提携の一環として保有するものであり、両社の一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、同様に中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を口頭で受けております。

また、本新株予約権の行使方針につきましては、本新株予約権要項に定める行使条件(当社の連結売上高が24億6,700万円以上となる場合、または当社の連結売上高が22億円以上24億6,700万円未満でであって当社取締役会の承認がある場合)を満たした時点で、当該条件を踏まえたうえで行使を行う方針である旨、同社より確認しております。なお、株価の動向に応じた短期的な行使・売却等を目的とするものではなく、本資本業務提携の趣旨に沿った中長期的な関係強化を目的とする行使であることを確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

当社は日本経済新聞社との間で払込期日(2025年11月28日)から2年間において、取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定です。

また、本資本業務提携契約において、日本経済新聞社は、払込期日後3年間、当社の承諾なく、当社の株式の追加取得を行わず、また、当社の株式及び新株予約権について譲渡その他の処分を行なわない旨を定めております。

<割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容>

日本経済新聞社が 2025 年 3 月 28 日付で関東財務局長へ提出した第 153 期有価証券報告書の連結財務 諸表に記載の売上高 (3,822 億円)、総資産額 (6,608 億円)、純資産額 (3,998 億円)及び現預金の額 (1,093 億円)並びに同社が 2025 年 9 月 25 日付で関東財務局長へ提出した第 154 期半期報告書の中間連結財務諸表に記載の売上高 (1,874 億円)、総資産額 (6,578 億円)、純資産額 (4,006 億円)及び現預金の額 (1,070 億円)等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて十分な資産が存在すること、さらに日本経済新聞社から本第三者割当の払込みに要する資金は自己資金で賄うことができる旨口頭で確認していることから、当社は、日本経済新聞社は本第三者割当の払込みに要する資金について、当該払込みに支障がないと判断しております。

<割当予定先の実態>

当社は、割当予定先である日本経済新聞社並びにその役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先である日本経済新聞社は、日本における最大手マスメディアの1つであり、同社が関東財務局長に提出している有価証券報告書の「第一部 第4 4 (1) コーポレートガバナンスの概要」欄において、同社の内部統制システム構築に関する取締役会決議として、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する」旨の方針が示されている他、さらに同社において、同社の取締役や執行役員、社員ら同社で働く全員を対象とした「行動規範」が策定されており、その中で「反社会的勢力の排除 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない」ことが明記されていることを確認し、さらには、本資本業務提携に関する契約において、反社会的勢力の排除を相互に確認・約束する条項を設けることになっていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。同社は、継続開示会社であり、その社会的信用力は十分であると考え、第三者調査機関による調査の必要はないと判断いたしました。

以上から総合的に判断し、上記のとおり同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切 関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

7. 日程

(1) 取締役会決議日

2025年11月7日

(2)本資本業務提携契約締結日

2025年11月7日

(3) 本第三者割当の払込期日

2025年11月28日

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前(2025年9月30日	現在)	割当後		
有限会社コーチ・エフ	35. 57%	株式会社日本経済新聞社	33. 38%	
橋場 剛	7. 87%	有限会社コーチ・エフ	23. 70%	
田中 広道	2. 65%	橋場 剛	5. 24%	
細川 馨	2. 65%	田中 広道	1. 77%	
細田 茂	2. 12%	細川 馨	1. 77%	
ベル投資事業有限責任組合1	1.89%	細田 茂	1. 41%	
菅原 泰男	1. 76%	ベル投資事業有限責任組合1	1. 26%	
湊伸悟	1. 59%	菅原 泰男	1. 18%	
野村證券株式会社	1. 54%	湊伸悟	1.06%	
栗原 保男	1.06%	野村證券株式会社	1.03%	

- (注) 1. 割当前の大株主及び持株比率の割合」は、2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としたもの を記載しております。
 - 2. 割当後の大株主及び持株比率の割合は、2025年9月30日現在の発行済株式の総数に本株式及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する株式数を加えた数で除して算出しております。
 - 3. 割当後の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 本新株予約権の行使による希薄化は、早くとも2026年9月期決算短信の公表後に発生する可能性があるにとどまり、それ以前に希薄化が生じることはありません。

9. 今後の見通し

本件による当社業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、本日公表しました 2026 年 9 月期連結業績予想には本第三者割当による本資本業務提携の影響は織り込んでおりません。 今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

なお、次期の配当につきましては、健全な財務体質の維持および積極的な事業展開に向けた内部 留保の充実等を総合的に勘案しつつ、連結配当性向 30%を目安に還元することを基本方針としておりますが、1 株当たり配当額が 50 円に満たない場合は、50 円を下限とするものとして、1 株あたり配当額を 50 円としております。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役の判断の内容

① 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、企業の「戦略実行力」を高めるため、行動変容を促し実行人財を育成するビジネスコーチングサービスを中心に事業を展開しております。今後は、コーチングを起点として人事・組織課題をワンストップで支援する「人的資本経営のプロデューサー」として、経営戦略と人材戦略を一体的に実現できる体制の構築を目指しております。

この構想を実現するためには、テクノロジーへの継続的な投資、人的資本経営支援サービスの拡充、 そして認知度及び信頼性のさらなる向上が必要不可欠であります。これらの目的を達成するために、 当社は日本経済新聞社との間で資本業務提携を行い、同社の保有する経済・産業データ、教育コンテ ンツ及び高いブランド力を活用し、当社が有するクラウドコーチングシステムやコーチングノウハウ と融合させることで、企業の人的資本経営を支援する新たなソリューションを共同で創出してまいり ます。

本第三者割当は、上記の戦略的提携を中長期的かつ安定的に推進するためのものであり、日本経済新聞社に対して当社普通株式 20.00%を割り当てるとともに、追加的な資本参加の余地として、発行済株式総数の 13.40%に相当する本新株予約権を付与するものです。これにより、両社の協業関係をより強固なものとし、長期的な企業価値の共創を実現することを目的としております。

また、調達資金は、クラウドコーチングシステムの高度化開発、人材育成・組織開発領域への新規 投資、並びに M&A・資本提携の推進等に充当し、当社グループの成長基盤の強化と企業価値の一層の 向上を図ってまいります。

これらの理由から、当社は、本件が既存株主の利益にも資する合理的かつ戦略的な増資であると判断し、大規模な第三者割当を行うことといたしました。

② 大規模な第三者割当による既存株主への影響

本株式の発行に係る新規発行株式数 282,400 株に係る議決権数 2,824 個と、本新株予約権の目的である株式の総数 284,000 株に係る議決権数 2,840 個を合算すると議決権数は 5,664 個となり、当社の総議決権数 11,295 個(2025 年 9 月 30 日現在)に対して、50.15%の希薄化が生じることとなります。

割当予定先である日本経済新聞社の保有方針は、本株式について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を口頭で受けております。なお、割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主の利益を損なう可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、上記「① 大規模な第三者割当を行うこととした理由」のとおり、本第三者割当により、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本株式の発行に係る新規発行株式数 282,400 株に係る議決権数 2,824 個と、本新株予約権の目的である株式の総数 284,000 株に係る議決権数 2,840 個を合算すると議決権数は 5,664 個となり、当社の総議決権数 11,295 個(2025 年 9 月 30 日現在)に占める割合が 50.15%となり、希薄化率が 25%以上となります。

このように、本株式の発行及び本新株予約権の発行により希薄化率が 25%以上となることから、本 第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定 する大規模な第三者割当に該当いたします。

本第三者割当については、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。当社は、本第三者割当について、株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日程を要すること、また、臨時株主総会を開催した場合、相応のコストを伴うことから、これらを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である軒名彰氏及び当社社外取締役山下美砂、当社社外監査役である田中広道氏の3名によって構成される本特別委員会に対し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を求め、2025 年 11 月7日付で大要以下を内容とする意見書を取得しております。

(意見の概要)

(1) 意見

本第三者割当及び本新株予約権の発行には、必要性及び相当性が認められる。

(2)意見の理由

① 必要性

(i)本第三者割当を実施する理由・背景

ビジネスコーチ株式会社(以下「ビジネスコーチ」といいます。)は、「行動変容を促し、実行人財を 創出する」ため、企業の戦略実行力を高めるビジネスコーチングサービスを中核事業としている。今後 は、コーチングの枠を超えて企業の人事・組織課題をワンストップで支援する「人的資本経営のプロデ ューサー」として、経営戦略と人材戦略を一体的に推進できる体制の構築を目指している。

本第三者割当により、この中長期的な成長戦略を実現するため、日本経済新聞社との資本業務提携を通じ、同社が有する経済・産業データ、教育コンテンツ、ブランド力を活用し、当社のクラウドコーチングシステムやコーチングノウハウと融合することにより、人的資本経営の実践支援を加速することが可能となると考える。

このような取り組みは、ビジネスコーチの中期経営計画及び業績成長方針と整合しており、合理的な経営判断に基づくものと認められる。

(ii) 資金使途の合理性

調達資金は、クラウドコーチングシステムの高度化開発、人的資本経営支援サービスの拡充を目的とした M&A への成長投資に充当する予定であり、いずれも企業価値向上を図るための支出である。金額及び支出時期も合理的に設定されており、資金使途に不合理な点は認められない。

(iii)小括

第三者割当を実施する理由・背景に関するビジネスコーチの説明には不合理な点は見当たらない。また本第三者割当による手取金の資金使途の項目及びその金額並びに支出時期の予定に関するビジネスコーチの説明についても、矛盾するところは見当たらない。そのため、本第三者割当による手取金を、資金使途として記載された項目に用いることは、ビジネスコーチの企業価値の向上という合理的な目的に基づくものであると認められる。

また、資金使途については、それぞれ、いずれも具体的な必要金額や具体的な支出時期が念頭に置かれて検討が行われており、合理的な推計に基づくものと認められる。

本第三者割当は、ビジネスコーチの課題解決に資するものであって、必要性が認められる。

② 相当性

(i)割当予定先の選定理由及び払込みの確実性

日本経済新聞社は、日本を代表する報道機関として、経済・産業・教育分野において圧倒的なブランド力と信頼性を有し、ビジネスコーチが対象とするビジネスパーソン層に対する高い顧客訴求力を持っている。両社の資本業務提携は、単なる資金調達ではなく、知的資産とブランドの融合を通じた人的資本経営支援領域での新たな市場創造を目的とするものであり、割当予定先の選定は合理的であると思慮する。

また、日本経済新聞社は健全な財務基盤を有しており、払込みの確実性にも問題はないと考える。

(ii)発行条件の相当性

(ア)本株式について

本件について検討すると、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2025年 11月6日)のビジネスコーチ普通株式の終値である。このような払込金額となった経緯については、ビジネスコーチによれば、割当予定先との価格交渉において、ビジネスコーチ普通株式の市場価格の変動幅が相応に大きい傾向にあったことから、本株式の発行価額の算定方法として、直前取引日という特定の日の株価を使用することが、短期的な株価変動の影響などの要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると割当予定先より提案され、ビジネスコーチが受諾したことによるとのことである。

この点については、割当予定先が大規模な金額での本第三者割当を引き受ける以上、割当予定先はビジネスコーチについて相当程度のリスクを引き受けることになるから、本株式の払込金額をその発行に係る取締役会決議日の前営業日(2025 年 11 月6日)のビジネスコーチ普通株式の終値とすることについては不合理では無く、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に合致しており、特段不合理なものでは無いと考えられる。

またビジネスコーチが、本第三者割当の発行価額を決定するに当たり、ビジネスコーチの取締役会決議 日の直前営業日という特定の日の株価を使用することにしたのは、直近の株価が現時点におけるビジネスコーチの客観的企業価値を適正に反映しているためである。

以上より、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであるから、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値であるという事実を踏まえてもなお、相当であって有利発行には該当しないものと考えられる。

(イ)本新株予約権について

本件についてみると、ビジネスコーチは本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、ビジネスコーチ及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに依頼した。これを受けて同社は、ビジネスコーチに提出した本評価報告書において、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。

またプルータス・コンサルティングは、本評価報告書において評価を行うにあたり、評価基準日の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮して、各種パラメータ(ビジネスコーチ普通株式の株価、ボラティリティ、権利行使期間、リスクフリーレート、配当率等)に一定の前提を置いているが、こうしたパラメータの採用理由は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、採用されたパラメータに不自然な点は見当たらない。

以上のことから、プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、当該算定結果である評価額と同額(すなわち、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した公正価額と同額)で決定されている。

したがって、本新株予約権の発行価額は、発行時点における本新株予約権の金銭的評価を著しく下回るものではないから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えられる。

(ウ)小括

本株式の発行価額は、ビジネスコーチの普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にし、ビジネスコーチの置かれた事業環境及び業績動向や株価推移を勘案して、割当予定先と協議の上で決定されており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したもので、割当予定先にとって、特に有利な金額には該当せず適法である旨、また、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと考える。以上のような諸点からすれば、本株式及び本新株予約権のいずれについても、有利発行に該当せず、発行条件の相当性が認められる。

(iii)希薄化の程度

本第三者割当は、ビジネスコーチの普通株式に一定の希薄化を生じさせるものではあるが、上記のとおり、本第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行には相当性が認められることからすると、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。

また、本第三者割当は、ビジネスコーチのさらなる収益を向上させるため、ビジネスコーチの事業展開による短期から中長期的な収益向上を確実なものとするために行われるものであり、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的には、希薄化を上回るビジネスコーチの企業価値及び株主価値の向上につながるものである。

とすれば、本第三者割当により生じ得る希薄化及び株価下落のリスクを考慮しても、既存株主は、希薄化が生じてもそれによる損失を回復させるに足る効果が見込まれる(すなわち、ビジネスコーチの企業価値及び株主価値の向上により、それを上回るシナジーを享受できると見込まれる)という点で、本第三者割当は、既存株主の利益にも資するものである。

以上のような点からすれば、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模は、、発行済株式総数に対する希薄化率(50.10%)及び議決権ベースの希薄化率(50.15%)という定量的影響を十分に認識したうえで、本資本業務提携の目的の達成及び中長期的な企業価値の向上を実現するためであることから、既存株主にとっても合理的であって、やむを得ないものと考えられる。

(iv)本第三者割当の相当性を補強するその他の事情

上記のほかに、本第三者割当の相当性を補強する事情として、下記のような点が挙げられる。

・ビジネスコーチは、ビジネスコーチの社外取締役2名及び社外監査役1名の計3名により構成される 委員会である特別委員会を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性の検討を依頼している。

特別委員会は、利益相反構造のある M&A 全般において参照されている経済産業省作成の 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」(以下「M&A 指針」といいます。)においても、公正性担保措置として高く評価されており(M&A 指針 3.2.1 参照) 、特別委員会が本第三者割当の必要性及び相当性を検証していることは、本第三者割当の相当性を補強する事情であると認められる。

- ・ビジネスコーチ取締役会は、本第三者割当の手続につき、リーガル・アドバイザーである AZX 総合法律事務所の弁護士から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を取得したと認められる(M&A 指針 3.3.1 参照)。このことは、本第三者割当の手続が公正に行われていることを推認させる事情といえる。
- ・ビジネスコーチは、上記のとおり、本新株予約権の評価について本評価報告書を取得しているところ、本評価報告書の作成者であるプルータス・コンサルティングはビジネスコーチとの間で独立性を有しており(M&A 指針 3.3.2.3)、本評価報告書は、独立した第三者評価機関による価値算定書(M&A 指針 3.3.2 参照)であると認められる。
- ・M&A 指針では、株主に対して、取引の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨されている(M&A 指針 3.6.1)。本件でも、ビジネスコーチプレスリリースにおいて、募集の目的及び理由、調達する資金の具体的な使途、発行条件等の合理性(希薄化に対する考え方を含む)、並びに割当予定先の選定理由等について、詳細な開示が行われており、株主に対する情報開示は充実しているものと認められる。

(v)小括

上記(i)から(iv)で検討してきたとおり、本第三者割当はビジネスコーチの課題解決に資するものであって、必要性が認められるほか、割当予定先の選定(払込みの確実性を含む。)の相当性及び発行条件の相当性も認められる。

さらに、本第三者割当の希薄化の程度も本資本業務提携の目的の達成及び中長期的な企業価値の向上を

実現するためであることから、合理的であってやむを得ないものと認められるほか、上記(iv)で述べたような、本第三者割当の相当性を補強する事情も認められる。

以上のとおりであるから、本第三者割当には、必要性及び相当性が認められる。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

<最近3年間の業績(連結)>

				2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
売		E	高	1,155 百万円	1,601 百万円	2,003 百万円
営	業	利	益	83 百万円	79 百万円	163 百万円
経	常	利	益	76 百万円	79 百万円	178 百万円
親会	社株主に帰属	属する当期	純利益	53 百万円	54 百万円	123 百万円
1 株	当たり当其	胡純利益	(円)	48.66	49.02	111. 53
1 株	き 当 た り 酉	己当額	(円)	50.00	50.00	50.00
1 株	当たり純	資 産 額	(円)	623. 22	622. 24	682.02

- (注) 1.2024年9月期より連結決算を開始したため、2023年9月期は当社単体決算となります。
 - 2. 2025年9月期においては、公認会計士又は監査法人のレビュー前の数値となります。

<現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年11月7日現在)>

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	1,130,600 株	100%
現 時 点 の 転 換 価 額 行使価額における潜在株式数)	5,000 株	0.44%
下限値の転換価額(行使価額における潜在株式数)		
上限値の転換価額(行使価額における潜在株式数)		_

<最近の株価の状況>

①最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始 値	4, 155 円	1,310円	1,248 円
高 値	4,245 円	2,330 円	2,555円
安 値	1,203 円	856 円	1,137円
終値	1,320 円	1,225 円	2,281 円

②最近6か月の状況

		2025年5月	6月	7月	8月	9月	10月
始	値	1,565円	2,006円	1,950円	1,949 円	2,298円	2,281 円
高	値	2,050円	2,102円	2,030円	2,323 円	2,555円	2,674 円
安	値	1,565円	1,950円	1,902円	1,893 円	2, 195 円	2,181 円
終	値	1, 995 円	1,951円	1,950円	2, 295 円	2,281 円	2,326 円

③発行決議日前営業日における株価

	2025年11月6日
始 値	2, 365 円
高 値	2,401 円
安 値	2, 359 円
終値	2, 395 円

<最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況> 該当事項はありません。

- Ⅱ. その他の関係会社及び主要株主の異動(予定)
- 1. 異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、その他の関係会社及び当社の主要株主の異動が見込まれます。

2. 異動予定日

2025年11月28日(予定)

3. 新たにその他関係会社及び主要株主に該当することなる株主の概要

日本経済新聞社の概要については、「I. 第三者割当による新株式及び第5回新株予約権 6. 割当予定先の選定理由等<割当予定先の概要>」をご参照ください。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	_	_	_	_
異動後	主要株主 その他の関係会社	2,824 個 (282,400 株)	20.00%	第2位

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2025 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数である 11,295 個に 対する所有議決権割合を記載しております。
 - 2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である 11,295 個に、本第三者割当 増資による新株式発行により増加する議決権の数 2,824 個を加算した議決権の数 14,119 個を 基準に算出しております。
 - 3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 日本経済新聞社が保有する当社株式は、全て直接保有によるものです。
- 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等 新たに日本経済新聞社が該当いたします。
- 6. 今後の見通し

今後の見通しについては、「I. 第三者割当による新株式及び第5回新株予約権 9. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

ビジネスコーチ株式会社第5回新株予約権 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

ビジネスコーチ株式会社第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期日

2025年11月28日

3. 割当日及び払込期日 2025年11月28日

4. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社日本経済新聞社に割り当てる。

- 5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 284,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、下記第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 6. 本新株予約権の総数

2,840 個

7. 各本新株予約権の払込金額

金300円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3円)

- 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,395円とする。但し、行使価額は第9項の定めに従い調整される。

9. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行 済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算 式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後 の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(当 社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる 証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、又は 2025年11月7日の取締役会決議に基づく当社普通株式の発行を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日 (無償割当のための基準 日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。但し、本号③に基づき既に行使価額の調整が行われてい

る場合には、本号③による調整が行われずに本号④による調整が行われたと仮定した場合の調整後行使価額が、本号③に基づく調整後行使価額を下回る場合に限り本号④に基づき調整されるものとし、この場合には、本号③に基づく調整後行使価額との差額を減じた額を、本号④に基づく調整後行使価額とする。

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至 ③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。 この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行 使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) × 調整前行使価額により 行使価額 - 行使価額 ※ 当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四 捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位 未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与える ための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額 を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日 において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場 合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が 有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額 の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により 行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本 新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価 額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定め る場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始 日以降速やかにこれを行う。
- 10. 本新株予約権を行使することができる期間 2025 年 11 月 28 日から 2028 年 11 月 28 日までとする。
- 11. その他の本新株予約権の行使の条件
 - (1) 当社が公表した 2026 年 9 月期の通期の決算短信における連結売上高(但し、2026 年 9 月期中に当社が他の会社の株式若しくは持分又は事業を取得した場合にあっては、当社の連結売上高に反映される当該他の会社及び事業の売上高を除く。以下「本連結売上高」という。)の金額が 24 億 6,700 万円以上であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 本連結売上高の金額が22億円以上、24億6,700万円未満であった場合には、本新株予約権者は、当該決算の公表日以降、当社と協議のうえ、当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (3) 本新株予約権は当社が 2026 年9月期の通期の決算短信を公表するまで行使することができず、また当該決算の公表日以降については、本連結売上高の金額が 22 億円未満であった場合には本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社及び株式会社日本経済新聞社の間で締結された 2025 年 11 月 7 日付資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」という。)が①表明及び保証に重大な違反があること、②契約上の義務に重大な違反があること、③主要株主(金融商品取引法第 163 条第1項に規定する主要株主を意味する。)の変更(但し、当該変更に当社の責に帰すべき事由がある場合に限る。)、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編(相手方の事業に重大な影響を与えるものに限る。)その他会社の支配に重大な影響を及ぼす事実が生じたこと、又は④適用される法令等に重大な違反があることを理由として、本資本業務提携契約の定めに従って解除された場合には、残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たり 300円で取得する。
- (2) 当社は、本資本業務提携契約が終了した場合(但し、上記第(1)号に該当する場合を除く。)には、残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。
- (3) 当社は、本連結売上高の金額が22億円以上、24億6,700万円未満であった場合には、 当社が本新株予約権者による本新株予約権の行使を認めることを当社の取締役会で決議し た場合を除き、2027年2月28日の到来をもって、同日に本新株予約権の全てを無償で取得 する。
- (4) 当社は、本連結売上高の金額が22億円未満であった場合には、当該決算の公表日において残存する本新株予約権の全てを無償で取得する。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 14. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間 中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとす る。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に 必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金300円とした。

18. 行使請求受付場所

ビジネスコーチ株式会社 経営管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 麹町支店

- 20. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上